

平成 22 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 12 月 3 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成 16 年函館市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「1 月につき 6,000 円」を「使用する期間 5 日までごとに 1,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に受けた駐車場の使用の許可に係る駐車場使用料について適用し、同日前に受けた駐車場の使用の許可に係る駐車場使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

長期間入院患者に付き添う者に係る駐車場使用料を 1 月単位の額から 5 日単位の額に改めるため